

指名停止措置状況（建設工事等）

令和8年2月5日発出

商号	適用措置	開始年月日	指名停止の理由
住所	停止期間	終了年月日	
大日コンサルタント株式会社	独占禁止法違反行為	令和 8年 2月 5日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、令和7年12月19日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	2か月	令和 8年 4月 4日	
日本交通技術株式会社	独占禁止法違反行為	令和 8年 2月 5日	
東京都台東区上野7-11-1	4か月	令和 8年 6月 4日	
株式会社トーニチコンサルタント	独占禁止法違反行為	令和 8年 2月 5日	
東京都渋谷区本町1-13-3	2か月	令和 8年 4月 4日	